

らくだニュース

2022年4月号

電動車いすは、これまで身体障害者を中心とした移動手段として利用されてきましたが、最近は歩行困難を感じる高齢者の社会参加手段としても普及してきています。

電動車いすを安全に利用するには以下の注意点が大切です。

電動車いすの種類



【自操用ハンドル型】

足腰が弱くなったと感じる高齢者の方に主に利用されます。



【自操用標準型】

重度の身体障害者の方に主に利用されます。



【自操用簡易型】

手動車いすに電動駆動装置を取り付けたもので、主に軽度者の身体障害者の方に利用されます。

【電動車いすの利用にあたり確認事項と利用の見送りを検討すべき主な状況がございます。】

身体機能	上肢機能	握力の低下、巧緻動作の低下。
	下肢機能	下肢筋力の低下。
	体幹機能	着座姿勢が安定しない。 麻痺の有無や切断・欠損など適切な操作ができない。
	見えにくさ	視力の著しい低下。
	聞こえにくさ	基本操作や安全利用のための手順などが習得されない。 記憶力の低下があり注意事項を守れない。
認知機能	基本操作や安全利用のための手順などが習得されない。 記憶力の低下があり注意事項を守れない。	
利用環境	急坂や踏切の利用が不可欠である、夜間利用が不可欠である、安全に通行出来ることの見込めない。 保管・乗降のスペースがない。保管場所に充電設備がない。	

《電動車いすは要介護2からのレンタル利用可能となります。》

*レンタル契約時に必ず保険の加入をお願いしています。利用者様の負担はございません。

〈保険内容〉

①交通乗用具搭乗中の傷害保険(電動カート・電動車いすに乗っていてケガをした場合に適用)

死亡・後遺障害保険金額 300万円
入院給付金額(日額) 2,500円/日
通院給付金額(日額) 1,200円/日

②賠償責任保険(他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えた場合に適用)

保険金額(身体賠償・財物賠償 共通) ~500万円まで

③車両補償制度(壁に接触し、車両を破損させてしまった、盗難にあった場合等)

破損・火災・盗難等を補償 *免責として1万円の費用負担(1事故につき)が発生します。(自然災害による損害、置忘れ等対応できないものがあります。)

電動車いすを利用する上での交通ルールと注意点は裏面につづく

◎お問い合わせ・ご用命は

介護ショップらくだ

東京都大田区大森東3-9-18

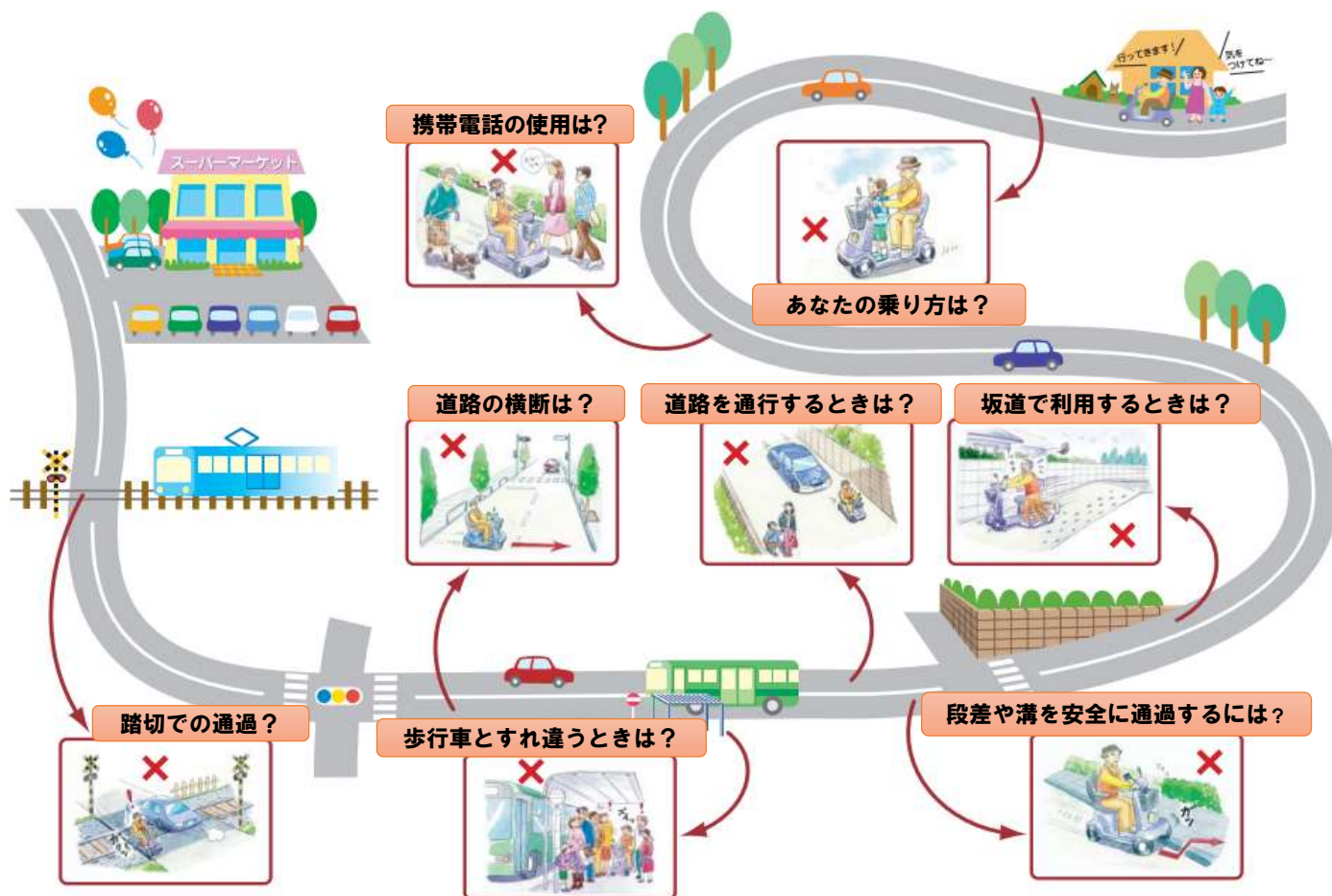
TEL : 03-5762-8568

FAX : 03-5762-8569



《電動車いすを利用する上での交通ルールと注意点》

【毎年、事故や交通事故の死亡事故が発生】



**＊電動車いす歩道通行等、歩行者としての通行方法によることとなります＊
電動車いす利用者は歩行者です。**

(TSマークの付いていない基準に適合しない電動車いすは、歩行者として扱われません。)

★電動車いすは一人乗りです。二人乗りをすると操作に支障があり、不安定になるのでやめましょう。

★電動車いす利用中の携帯電話の使用はやめましょう。

★坂道では電動車いすのクラッチを切った状態で手押しなどすることは絶対にやめましょう。

★段差や溝に対して直角に進みましょう。

★歩行者としての通行方法に従いましょう。

★歩行者等と安全な間隔をとりましょう。(歩行者や自転車とすれ違うときは一定の幅を)

★道路を横断するときは横断歩道を利用しましょう。(信号が「青」になり自動車等止まったのを確認)

★踏切では端により過ぎず、線路はできるだけ直角に横断しましょう。